2026年11月10日

【共同声明】

JBICの投融資排出量は世界第28位の排出国に相当　COP31を前に、日本の「見えざる排出責任」に向き合う実行性のある中期排出削減計画を要請

国際環境NGO FoE Japan
「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
メコン・ウォッチ
気候ネットワーク

国際協力銀行（JBIC）は8月に発表した『統合報告書2026』で、投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量（ファイナンスド・エミッション）を初めて開示した。排出量開示は歓迎される大きな一歩である一方で、開示された2億3,650万トン（CO2換算）という数字は一部の産油国の年間排出量を超える莫大な量である。日本の従来の気候変動対策議論やパリ協定で提出される国別削減目標（NDC）で国内排出量のみが対象となってきたが、今回の開示は公的資金を通じて海外で生み出され続けている「見えざる排出責任」がいかに大きいか、JBIC自身によって改めて浮き彫りにされた。

しかしながらJBICは依然として2035年までの削減目標など中期排出削減計画を開示しておらず、2025年以降も海外化石燃料事業への融資を拡大し続けている。私たちはJBICと日本政府に対し、パリ協定の1.5℃目標と整合する投融資排出量中期削減目標と計画を策定するよう強く求める。

公の数字となった日本の「見えざる排出責任」

FoE Japanは2025年11月、報告書『日本の公的投融資がもたらす気候変動影響：JBICの化石燃料支援に伴う温室効果ガス排出量と1.5度目標の整合性』及び同問題についてのブリーフィングを公表し、JBICが支援する化石燃料事業からの2024年の温室効果ガス排出量を独自に算定した。協調融資分を含む「動員排出量」は約4億800万トン（CO2換算、GWP20）であり、JBICを一つの国とみなせば世界第20位に相当し、フランス、英国、イタリアの年間排出量を上回ることを示した。カーボン会計財務パートナーシップ（PCAF）方法論に基づきJBIC融資分だけを算定した場合でも約1億7,600万トンで、世界第39位に相当することが判明した。これを受けFoE Japanは、JBICに対して投融資排出量を開示するよう財務省NGO定期協議等を通じて要請してきた。

今回JBICが開示した投融資排出量（化石燃料事業だけでなく全てのカテゴリーを含む2025年3月末の投融資残高ベース）は、Scope 1・2・3の合計で2億3,650万トン（CO2換算）にのぼる。これは莫大な量であり、JBICを一つの国とみなせば、CO2総排出量ではスペイン（2億1,861万トン）やUAE（2億766万トン）、パキスタン（1億8,821万トン）、産油国のカタール（1億3,786万トン）を上回り世界第28位、メタン等を含む温室効果ガス（GHG）総排出量でもカ

タール（1億6,432万トン）やバングラデシュ（2億2,765万トン）を上回り世界第35位に相当する[1]。また、日本の国内総排出量（2024年度、9億9,400万トン）の約4分の1（23.8%）に相当し、Scope 1・2に限っても8.1%に及ぶ。

世界の輸出信用機関の中でも質の高い透明性

一方で今回の開示の透明性と粒度の高さについては評価すべき点も多く、他の輸出信用機関（ECA）もこれに倣うべきである。第一に、JBICは融資先事業等のScope 3排出量を開示した。プロジェクト・ファイナンスであれば、支援した事業のライフサイクル排出量にあたる。独英など一部の例外を除き、ほとんどのECAが公表してこなかった数字である。JBICの開示によれば、「石油およびガス」セクターのScope 3だけで1億1,860万トンと、全体の約半分である50.2%を占めており、Scope 3を算定に組み込むことの重要性を示している。

第二に、JBICは電力、石油・ガスなど19のセクター別に排出量を開示した。これまでECAでセクター別の排出量を公表していたのは独ECAのみだった。さらにセクターごとにScope 3の排出量とデータ品質スコアの両方を公表したECAはこれまでになく、JBICはこの点で世界初となった。

第三に、JBICは各カテゴリーにおけるデータ品質スコア（DQS）を公表した。DQSは、PCAFが定める指標で、排出量の推計にどれだけ信頼できるデータを使ったかを1から5の5段階で示す。最も良いとされるスコア1は、プロジェクトファイナンスにおいては事業者提供の排出量で第三者の検証を受けたものを使った場合にあたる。JBICのDQSはScope 1・2で2.8、Scope 3で3.1であり、事業者が報告した未検証排出量や生産量等に基づく推計を利用したことになる。ECAでDQSを公表しているのは、JBICのほかに英国輸出信用保証局（UKEF）があるが、UKEFのスコアは3.8である。

上記の点で排出量開示の透明性についてはNZECA（Net-Zero Export Credit Agencies Alliance）参加機関よりも高水準であり、JBICは他機関もこれに倣うようデータ収集等に関する知見を共有し透明性向上を促すべきである。

開示の三つの問題点

（1）高効率ガス火力発電等を「削減貢献」とすることは容認できない

JBICは投融資排出量と並べて「削減貢献量」を試行的に算定・公表し、対象に高効率ガス火力発電や鉱物資源開発を含めている。JBICは「削減貢献量とFinanced Emissionsとは異なる指標であるため、これら数値を比較したり、相殺したりすることを意図したものではありません」と断っているが、そもそもガス火力を削減への「貢献」とみなすこと自体が問題である。

[1] JBICの開示値にメタン等CO2以外のガスがどの程度含まれているかは明らかでないため、ここではCO2総排出量と温室効果ガス総排出量の双方の世界ランキングと比較している。

ガス火力は燃焼時のCO2排出が石炭より少ないとされる一方、ガスの採掘・輸送・液化の過程で漏れ出すメタンを含めて評価すれば、むしろその逆である場合もある。米国産LNG（液化天然ガス）のライフサイクルのGHG排出量は、20年スパンで見ると石炭を33%上回るとの研究もある。

FoE Japanの試算では、2024年のJBICによるガス火力発電への投融資によるライフサイクル排出量は1億2,672万トン（CO2換算、GWP100）であり、オマーン一国の年間GHG排出量（1億3,448万トン）に匹敵し、チリ（1億1,267万トン）やベルギー（1億410万トン）を上回る。ガス火力発電への融資は誇るべき「貢献」ではなく、今すぐ止めるべき行動である。

鉱物資源開発についても、FoE Japanはこれまで、JBICが関わる鉱物資源の開発現場で生物多様性や地域住民の生活・健康への深刻な影響が生じていることを指摘してきた。環境・社会・人権への看過できぬ被害が繰り返し起きているセクターについて、そのまま「削減貢献」と位置づけるべきではない。

（2）メタン排出の不透明性

JBICによる開示はCO2換算での投融資排出量を示しているが、メタンと二酸化炭素がそれぞれどれくらいの割合を占めているのか、そしてメタンについては投融資先の事業者がどれだけ正確に測定・報告・検証（MRV）をしているのかについては明らかではない。メタンの温室効果は20年スパンで見るとCO2の82.5倍に達するため、COP26で表明され日本も参加したグローバル・メタン・プレッジにおいてメタンのMRV及び排出削減対策の重要性が国際社会で共通認識となった。FoE Japanは、JBICが支援した事業の直接排出量の46%がメタンによるものであり（2024年、GWP20）、メタンを考慮しなければ投融資排出量の半分を見逃すことになると指摘してきた。

メタンのMRVの浸透には多くの課題があるが、日本政府自身も、LNGのバリューチェーン全体でメタン排出の透明化と削減を進める「CLEAN」イニシアチブを主導している。JBICはCLEANを通じて融資先事業と連携し、最終的にメタンとCO2をそれぞれ算定・開示し、両者について個別の削減目標を定め、投融資先への働きかけを強めるべきである。

（3）中期排出削減計画が未開示

統合報告書は「2050年までの投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロ追求に向けた計画の策定を進めています」と述べるにとどまり、中期目標を示していない。IPCCは、1.5℃目標の達成には、世界の温室効果ガス排出量を2019年比で2030年までに約43%、2035年までに約60%削減する必要があるとしている。FoE Japanの算定では、2025年以降の投融資決定を考慮しなくても、JBICの年間温室効果ガス排出量の推移が2030年、35年時点でIPCCが求める削減率に整合しないことが既に判明している。国の政策金融機関であるJBICには、2030年、2035年という節目での削減目標を示す責任がある。

実際他の公的金融機関や民間銀行は、すでに中期目標を公表している。英国輸出信用保証局（UKEF）は、石油・ガス部門の投融資排出量を2030年までに75%削減する（2021年比）目標を掲げ、フランスの民間銀行ソシエテ・ジェネラルは、石油・ガスのバリューチェーン全体の排出を2030年までに70%削減する（2019年比）目標を、クレディ・アグリコルは石油・ガス部門の排出を同じく75%削減する（2020年比）目標を設定している。

その一方で、JBICは中期削減目標を策定するどころか化石燃料への融資を拡大している。JBICが2025～26年に融資を決定した化石燃料関連の案件は約99億2,400万米ドルにのぼり、日本円で約1兆4,886億円（1ドル＝150円とした場合）に相当する（案件一覧は付属の表を参照）。パリ協定は第2条1項(c)で、削減目標や適応と並ぶ柱として「資金の流れ」を低排出の道筋に整合させることを締約国に求めているが、JBICの投融資はこの約束と相容れない。削減計画がないまま融資を続ければ、JBICの投融資とその排出量はパリ協定の求める道筋から一層かけ離れていく。

実排出の削減につながる中期排出削減計画を

中期削減計画は実際の排出量を削減し、2050年に国際社会全体の排出量をゼロに導くものでなければならない。現行の国際的な投融資排出量の算定基準であるPCAFでは、投融資排出量を金融機関の投融資残高が事業の資本（エクイティ）と負債（デット）の合計に占める割合に応じて割り当てられる事業の年間排出量と定義し、融資の返済が進むにつれて投融資排出量は減り、完済すればゼロになる。しかし、返済は排出削減ではない。融資を完済しても、発電所やLNG基地はその後数十年にわたって稼働し、排出を続ける。

気温上昇を1.5℃未満に抑えるために求められる2050年排出ゼロとは、ポートフォリオから化石燃料の融資残高が消えることではない。社会全体の排出がゼロになって初めて意味を持つことであり、JBICの資金で建設された資産が2050年以降も排出を続けるのであれば意味がない。したがって、新規の化石燃料事業への融資が全世界実排出ゼロと矛盾することはすでに明らかである。というのもガス火力発電所やLNG基地の資産寿命は30年程度に及ぶため、今年JBICが融資を決定した米国オハイオ州等のガス火力発電3件などは2060年ごろまで温室効果ガスを排出することになるからである。これは日本も合意したパリ協定の1.5℃目標、そしてそのために必要な世界全体での2050年までの排出実質ゼロと矛盾する。JBICは、自身が融資した事業が2050年以降も排出を続ける可能性があるかを調査し、その可能性がある場合は期限前償還を要請し2050年までの早期閉鎖を働きかける等対策を実施し、2050年までの実際の排出ゼロを確保するべきである。

提言

私たちはJBICと日本政府に対し、以下を要請する。

（1）JBICは、2027年統合報告書またはそれより早い段階で、2024年度を基準年とする排出削減計画を公表するべきである。計画には以下を含めるべきである。

- 2035年までに投融資排出量（PCAF方式）を何割削減するかを示す数値目標
- 2030年、2035年の化石燃料関連の融資残高（建設中の案件を含む）の削減数値目標
- 化石燃料の拡大につながる新規投融資を直ちにゼロにすること（上流開発、LNG、化石燃料火力発電、関連インフラを含み、企業買収向けやコーポレート向けの融資も対象とする）
- 支援した資産から融資完済後を含む実際に出る排出量を開示し、それが2050年までにゼロにならない場合にどう対応するのか、方針を明らかにすること

目標は、Scope 3を含む排出の絶対量で設定すべきである。排出原単位の目標は融資を拡大しながらでも達成でき、Scope 1・2のみの目標はJBIC投融資排出量の過半を占めるScope3を対象から外してしまうだけでなく、主要融資者として果たすことができるJBICとしての責任を見逃してしまう。債権の売却等による見かけ上の削減は、削減として算入すべきではない。また、二酸化炭素除去（CDR）、CCSなどのネガティブエミッション技術に頼るべきではない。

（2）日本政府は、来年議論が始まる次期エネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画に、JBICの投融資排出量とその削減目標を明記するべきである。また、昨年のCOP30で採択されたGlobal Mutirão決定は、最新のNDCがすべて実施されても、気温上昇は2.3～2.5℃に上り、パリ協定の目標の達成には足りないことを認めた（para 8）。そのうえで、1.5℃目標を維持するため、今世紀半ばごろまでの世界全体のネットゼロに向けてNDCを整合させるよう締約国に奨励し（para 35）、既存のNDCの野心をいつでも高めるよう求めている（para 43）。日本は、次の提出期限を待たずNDCを早期に改定し、国内の排出量だけでなくJBICの投融資排出量の削減目標もNDCに盛り込むべきである。

（3）JBICは、メタンとCO2の排出量をそれぞれ算定・開示し、個別の削減目標を設定するべきである。加えて、CLEANやOGMP2.0とも連携し実測に基づくMRVを投融資先に求め、融資者としてメタン削減に向けた働きかけを強化し、融資検討プロセスにおけるデューデリジェンスや融資決定後のモニタリングにおいても温室効果ガス排出量の計測と削減対策を融資先事業者に求めるべきである。

（4）JBICは、今回のスコープ3、セクター別の開示を維持し、データクオリティスコアのさらなる向上に取り組みつつ、高効率ガス火力発電と鉱物資源開発を削減貢献量の算定から外すべきである。

（5）JBICは、ネットゼロ輸出信用機関連合（NZECA）に加盟するべきである。他のECAが今回のJBICと同水準の排出量開示を行うよう促し、データ収集などの知見を生かして、ECAにおける排出量の算定と削減でリーダーシップを発揮すべきである。

（6）JBICは、2027年に予定される『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』の改訂において、気候変動、投融資排出量、メタン排出の測定・報告・検証（MRV）の枠組みを、融資審査とモニタリングに組み込むべきである。

以上

【お問い合わせ】
国際環境NGO FoE Japan
〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9
担当：長田大輝（メール：osada@foejapan.org）

付属資料：2025年以降のJBICの化石燃料関連の融資決定案件

公表日	案件名	JBIC融資額
2026年10月9日	米国オハイオ州におけるガス火力発電プロジェクトに関する融資	**約1,976百万米ドル** （増額後）
2026年8月14日	米国テキサス州における天然ガス火力発電プロジェクトに関する出融資	**約739百万米ドル**
2026年8月14日	米国ペンシルベニア州における天然ガス火力発電プロジェクトに関する出融資	**約801百万米ドル**
2026年8月14日	米国における原油輸送積出インフラプロジェクトに関する融資	**約138百万米ドル** （増額後）
2026年5月1日	米国における原油輸送積出インフラプロジェクトに関する出融資	**約104百万米ドル** （8月14日に約138百万米ドルへ増額）
2026年5月1日	米国におけるガス火力発電プロジェクトに関する出融資	**約630百万米ドル** （10月9日に約1,976百万米ドルへ増額）
2026年4月13日	三菱商事株式会社による米国天然ガス開発事業者の買収資金を融資	**約2,375百万米ドル**
2026年2月25日	UAEにおけるRuwais LNG事業に対する融資	**約413百万米ドル**

2026年1月19日	カタールにおける天然ガス火力発電・淡水化事業に対するプロジェクトファイナンス	**約990百万米ドル**
2025年12月23日	シンガポールにおいて株式会社商船三井が実施するFSRU傭船事業に対するプロジェクトファイナンス	**約189百万米ドル**
2025年11月5日	UAE・アブダビ国営石油会社（ADNOC）に対する融資および覚書の締結	**18億米ドル**
2025年8月21日	サブサハラ・アフリカ地域でETC Groupが実施する液化石油ガス（LPG）事業に対する融資	**14百万米ドル**
2025年6月27日	ポーランドにおいて株式会社商船三井が実施するFSRU傭船事業に対する融資	**252百万米ドル**
2025年4月11日	オーストラリアBlackwater原料炭鉱権益一部取得に対する融資	**342億円**